

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（特例地域密着型介護サービス費の額） 第4条の2 法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（<u>地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービス</u>に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。</p> <p>（特例介護予防サービス費の額） 第7条 法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、<u>介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービス</u>に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額）の100分の9</p>	<p>〔同左〕 第4条の2 法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（<u>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス</u>に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。</p> <p>〔同左〕 第7条 法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、<u>介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービス</u>に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の</p>

0に相当する額とする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第14条〔略〕

2〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第10条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4〔略〕

(保険料の徴収猶予)

第20条〔略〕

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)

(2)・(3)〔略〕

(保険料の減免)

第21条〔略〕

2 前項の規定により、保険料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとする者は、当該保険料の減免を受けようとする月の末日までに、次に掲げる事項を記

額)の100分の90に相当する額とする。

〔同左〕

第14条〔略〕

2〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第10条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第10条第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4〔略〕

〔同左〕

第20条〔略〕

2〔同左〕

(1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名及び住所

(2)・(3)〔略〕

〔同左〕

第21条〔略〕

2 前項の規定により、保険料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては納期限前7日

載した申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名、住所及び個人番号

(2)・(3) 〔略〕

3・4 〔略〕

までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名 及び住所

(2)・(3) 〔略〕

3・4 〔略〕

#### 付 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

2 この条例による改正後の第4条の2及び第7条の規定は、平成28年4月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなお効力を有することとされた介護保険法(平成9年法律第123号)第54条第3項の規定が適用される場合は、この条例による改正前の第7条の規定は、なおその効力を有する。